

宮崎県漁業共済組合 組合長理事 矢部 廣一

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より漁業共済（ぎょさい）事業に多大なるご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。まず、昨年元旦に発生した能登半島地震では、建物等の損壊や、漁業者においては漁船や漁具等に被害があり、また一部漁協でも機能停止など、多くの方々が甚大な被害を受けられました。被災された皆様に、改めて心よりお見舞い申し上げます。また、他県の共済団体も、漁業者の一日も早い漁業再開を支援するため、寄り添った対応を行っているとお伺っております。私どもも共に力を尽くしてまいります。



さて、平成 23 年 4 月より開始された国の「漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）」は、計画的な資源管理（漁獲）や漁場改善計画（養殖）に取り組む漁業者を対象に、“ぎょさい制度”を活用して実施されております。本県においても、この事業への関心は年々高まっており、令和 5 年度には 488 件の申し込み件数と 12 億 7,355 万円の積立額を記録しました。また、この 13 年間で漁業者への払戻総額は 111 億 5,636 万円、さらに共済掛金の追加補助として 17 億 1,693 万円が支給され、合計で 100 億 8,420 万円もの国の支援を受けています。

現在、本県では令和 6 年度の普及推進目標として、「共済金額 248 億円」の達成を掲げています。この目標に向け、契約割合の引き上げや補償の厚い填補方式での加入を促進し、残り 3 か月間、普及活動に全力を注いでまいります。また、行政機関や漁協系統団体との緊密な連携をさらに強化しながら、積極的に取り組んでいく所存です。

漁業共済事業は、不漁や災害時などに対して共済金をお支払いすることで、漁業経営の安定に役立っている制度であることは申すまでもありませんが、制度発足から今日まで、全国の漁業者に支払われた共済金は 8,678 億円に達し、本県では、漁業者が負担された掛金 103 億円に対して、130 億円もの共済金を支払っておりますことこそが、その証でもあることから「ぎょさい」の果たす役割は、一段とその重要性を増してきていることを実感しております。

最後に、県内の漁業者の皆様が安心して漁業を続けられるよう、引き続き「漁業共済」と「積立ぶらす」へのご加入をお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝、航海の安全、そして大漁を心よりご祈念申し上げます。